

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	中城村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/Userfiles/File/syugakuenjyo.pdf">http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/Userfiles/File/syugakuenjyo.pdf</a>

執行機関名 中城村教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	中城村就学援助規則(平成29年中城村教育委員会規則第3号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	26	
③ 番号法別表第2の項	37	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第7の項 中城村就学援助規則(平成29年中城村教育委員会規則第3号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律第1条	中城村就学援助規則第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする
⑦ 独自利用事務の関連規範		中城村就学援助規則(平成29年教育委員会規則第3号)